

令和 6 年度（2024 年度）第 4 回理事会議決

令和 7 年度（2025 年度）
事業計画書

公益財団法人前川報恩会

自令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

至令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財2億円を基金として拠出し、1967年12月に設立、学術振興および社会福祉の充実に目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

2012年10月1日に一般財団法人へ移行後、これまでの理念を継承しつつ新しい法人としてスタートし、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援を目的とする三事業を行って参りました。

2016年4月1日からは、公益財団法人として上記3事業を「萌芽的な学術研究、福祉活動及び地域活動に対する支援を主とした助成事業」として統合し、これまで蓄積してきた学術研究及び社会福祉における豊富な経験、及び地域振興における新たな知見を基盤として、より一層の公益性をもって時代の要請に応えるべく、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させて参ります。

II. 事業計画

1. 定款第4条1項1号にかかる助成事業（学術研究助成）

（1）目的

食料・食品・エネルギー・環境に関する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会に向けての課題を解決することを目的とする。

（2）事業内容

助成対象：

- ① 農林水産物・食品の製造、加工、流通、保存、備蓄に関わる研究
- ② 再生可能資源及びエネルギーに関わる研究
- ③ 環境保全・地球温暖化防止・エネルギー及び熱の変換、貯蔵、輸送に関わる研究

申請資格：下記の要件を全て満たす者とする

- ① 大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者
- ② 博士号取得者であり、申請内容に関する学会発表、または論文投稿を行う予定のある方
- ③ 申請時に45歳以下とする

助成金額：3,000万円（一件あたりの助成額の上限は300万円）

助成件数：5件以上30件以下

選考：学術研究助成選考委員会において選考を行う

募集：以下の通りに募集を行う

- ① ホームページ上での募集要項の公開
- ② 助成分野に関連する学会の機関紙における広告
- ③ 関連学会奨励賞受賞者に対するダイレクトメール
- ④ 大学窓口を通した助成対象者への案内

(3) 実施時期

- ・募集：2025 年 8 月 1 日～2025 年 9 月 30 日
- ・選考：2025 年 11 月中（予定）
- ・承認：2025 年 12 月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

2. 定款第 4 条 1 項 2 号にかかる助成事業（地域振興助成）

(1) 目的

天然資源又は文化的資産を保全・活用し、当該地域の発展に寄与する継続的事業に対して助成を行い、当該地域の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

助成対象：①地域における資源、伝統、文化等の保全、継承、活用を基本とした
地域の活動

②地域に根ざした食やエネルギーに関わる活動

重点目標：多世代が参与し、その実施を通じて

高齢層から若年層への伝承が含まれる事業を積極的に助成する

申請資格：NPO 法人、学校法人等の法人格を有する非営利法人であること

助成金額：500 万円（一件あたりの助成額の上限は 100 万円）

助成件数：3 件以上

選考：地域振興助成選考委員会において選考を行う

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う

(3) 実施時期

- ・募 集：2025 年 7 月 1 日～2025 年 8 月 31 日
- ・選 考：2025 年 10 月中（予定）
- ・承 認：2025 年 12 月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

3. 定款第4条1項3号にかかる助成事業（福祉助成）

(1) 目的

社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行う。

(2) 事業内容

助成対象：

- (1) 障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品
- (2) 障がい者の福祉向上に資する取り組み

重点目標：規模の小さい団体を積極的に助成する

申請資格：

- (1)：NPO 法人・社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること
- (2)：非営利団体で、実務者（NPO 法人・社会福祉法人等の職員）の参加が見込まれること

助成金額：総額 1,100 万円（一件あたりの助成額の上限は 100 万円）

助成件数：(1)(2)合計 20 件程度

選考：福祉助成選考委員会において選考を行う

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う

(3) 実施時期

- ・募 集：2025 年 7 月 1 日～2025 年 8 月 31 日
- ・選 考：2025 年 10 月中（予定）
- ・承 認：2025 年 12 月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

4. 助成者代表成果発表会の開催

(1) 目的

各助成事業（学術・地域・福祉）の成功事例を当財団の関係者、並びに大学関係者・福祉助成財団センター等への呼びかけを行い、希望する者全員で聞くことにより、今後の助成事業の改善に繋げていくことを目的とする。

2025 年度においては、2023 年度の助成対象者のうち、受領した報告書の評価が高かったものを学術・地域・福祉の 3 分野で 2 件ずつ都内に招致し、報告を行ってもらう。

(2) 内容

招致対象：2023 年度助成対象者のうち、評価委員会において評価の高いものを 2 件ずつ

【学術 2 名、地域・福祉各 2 団体（1 団体 2 名）＝8 名、計 10 名】

招致予算：旅費交通費 40 万円

（東京-大阪間の新幹線往復費用約 4 万円を一人当たりの標準的な招致費として見込み、約 10 名を招致する）

(3) 実施

- ・ 日時：2025 年 10 月 4 日（土）（予定）
- ・ 場所：東京都内

5. 視察及び助成案内の実施

(1) 目的

助成事業のニーズの深掘り及び助成申請を募り、当該年度以降のより良い助成事業の展開のための知見の蓄積を目的とする。

(2) 内容

対象：学術研究助成・地域振興助成・福祉助成の助成対象者

予算：50 万円

(3) 実施

- ・ 時期：2025 年度中
- ・ 場所：日本国内

以上

募 集 要 項

○はじめに

公益財団法人前川報恩会では、1967 年の設立以来、「環境・エネルギー・食料」をキーワードに、数多くの研究者に学術研究助成を行ってまいりました。これからも、持続可能社会の実現に向けた環境親和型の技術立国を支えるべく、イノベーションにつながる世界的に先進な研究に助成を行うと共に、既存の枠組みを超え新たな知見・見識の発掘に取り組もうとする研究者を支援いたします。

とりわけ、これから研究者としての実績を積み上げんとする若手の研究者を支援すべく、萌芽的な基礎研究やフュージビリティスタディ等の助成支援を行っていきます。

是非本趣旨にご賛同いただき、積極的に応募されることを切望します。

1. 助成対象分野

研究助成事業では、「環境・エネルギー・食料」に関する研究に於いて、下記の分野を助成対象とします。自然科学分野・工学分野を問わず、幅広い分野からのご応募をお待ちしております。

1. 農林水産物・食品の製造、加工、流通、保存、備蓄に関わる研究

〈参考例〉

- ・ 農林水産物・食品の生産技術・鮮度保持技術、長期保管技術等
- ・ 食品のフードロス削減技術
- ・ 食品製造分野における自動化、AI、センシング、ロボット技術等

2. 再生可能資源及びエネルギーに関わる研究

〈参考例〉

- ・ 資源リサイクル技術
- ・ 再生可能エネルギー利活用技術等

3. 環境保全・地球温暖化防止・エネルギー及び熱の変換、貯蔵、輸送に関わる研究

〈参考例〉

- ・ 持続可能で革新的な熱交換技術、エネルギー変換技術
- ・ 地球温暖化防止に貢献できる独創的な技術等

2.申請期間

Web 申請のみ：2025 年 8 月 1 日～2025 年 9 月 30 日 17：00 までに登録完了してください。

3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項、及び申請内容の概略を記入した上で、次ページの書類と共に送信してください。

- ① 申請書 (1) 当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDF に変換すること。
(2) 助成対象分野の番号を、指定箇所に必ず明記すること。
(3) 1 年間助成、2 年間助成のどちらかを指定箇所に必ず明記すること。
- ② 業績論文（申請テーマに関する業績論文が望ましいが、該当物無しの場合は主要業績論文でも可）

4.助成金額

総額 3,000 万円

※1 件あたりの助成申請額の上限は、300 万円とします。

申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額のうえ助成する場合があります。

5.助成期間

研究期間は最大 2 年間まで可能とします。

1 年目の方：助成金交付日～2026 年 12 月 31 日 支払等、全ての手続きを完了してください。

2 年目の方：助成金交付日～2027 年 12 月 31 日 支払等、全ての手続きを完了してください。

助成金は研究期間にかかわらず、最大 300 万円が助成開始時、所属機関に対して支払われます。
申請時に、① 1 年間、② 2 年間、と期間を必ず選択してください。

6.申請資格

下記の要件を全て満たす方が応募できます。

- ① 日本国内の大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者とします。
(学生・研究生は不可とします。)
- ② 年齢は、申請時において 45 歳以下とします。
- ③ 博士号取得者の方。且つ、研究の場を確保し、独自のテーマで主体性を保ちつつ研究を遂行出来る方とします。
- ④ 研究者代表として、申請内容に関する学会発表または論文投稿を行う予定がある方とします。
- ⑤ 当財団からの寄附金を所属機関が研究費として管理する前提のもとに、所属長が応募を承諾している方とします。

- ⑥ 助成金の経理事務を申請者の所属機関が行える方とします。
 - ⑦ 企業との共同研究を予定されている研究課題に対しては、助成できません
 - ⑧ 当財団の 2024 年度の助成採択者は、2025 年度の学術研究助成に応募できません。
- なお、他の申請者の共同研究者として名前が記されることは問題ありません。

7.助成金の使途

- (1)当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要不可欠な事由を明記した費用に対してのみ使用してください。**詳細については「助成金取扱規則」を参照してください。**（別表 1 に該当する費用の申請は選考の対象外とします）
- (2)助成金には、研究に必要な器具備品費・消耗品費・図書費・刊行費・旅費・会議費・謝金等を含めることができます。
ただし、図書費・刊行費・旅費・謝金は助成金額の合計 20%を超えないものとするともに、当該研究の実施に直接必要なものに限ります。
- (3)**助成決定後、助成金の使途を変更する必要がある場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。**
事前の連絡がなく変更した場合は、助成の取り消し、あるいは助成金の返還（全額または一部）を求める場合があります。

8.助成対象者の義務等

- (1)助成金取扱規則の遵守（※必須）
- (2)研究成果報告書（学会・協会発表の要旨並びにポスター原稿等を添付のこと）及び収支報告書の提出（※必須/Web 申請のみ）
「助成事業ページ」内の様式に従い必要事項を記入のうえ、PDF へ変換して提出してください。
 - ・提出期間
 - ・ **1 年間助成者： 2027 年 1 月 1 日～2027 年 1 月 20 日 17：00 までに提出してください。**
 - ・ **2 年間助成者： 1 回目は 2027 年 1 月 20 日まで、2 回目は 2028 年 1 月 20 日までと、合計 2 回提出してください。**

尚、2 年間助成者は、1 年目の報告書提出は途中経過を簡潔に記した報告書を当財団宛のメール宛に、2 年目の報告書提出は Web 上にてご提出ください。

※ 1 年目の報告書式は、自由形式となります。2 年目報告書式は、当財団の Web 上より必要書類をダウンロードの上、必ず指定書式をご使用ください。

また、助成金は研究の進捗状況に応じてご使用ください。

収支報告書は、各大学の書式をご利用下さい。当財団よりの指定書式はありません。

必ず経理ご担当者の押印をいずれかの書面にお願いします。

(3)成果の発表及び発表論文の提出（※必須/Web 申請のみ）

助成を受けた研究についてはその成果を社会に広く還元するため、学会・協会発表を原則とします。

この発表時には当財団の助成金との関連性を明確にするため、**必ず謝辞を明記してください。**

(4) 助成者代表成果発表会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成者代表成果発表会（2027 年 10 月頃、もしくは 2028 年 10 月頃東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5)訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業の発展のため、資格要件及び研究内容に関して研究室を訪問させていただく場合には、これの受け入れをお願いします。

※上記の(2)研究成果報告書（収支報告書は除く）、(4) 助成者代表成果発表会での様子および(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた論文に関しても当財団ホームページ上で公開させていただく予定ですが、公開時期や著作権等の問題がある場合には、ご連絡いただければ差し控えます。

9.選考基準

- ・当財団の助成の趣旨と合致し、その他の助成や補助が得難い等、助成する必要性が高いもの。
- ・既存の分野にない独創性に優れたもの、新領域を開発する萌芽的なもの。
- ・研究内容が先駆性の高いもの、イノベーション又は産業社会の発展が期待できるもの。
- ・今までの基礎研究の成果をもとにする「実用化等のための研究」、「社会実装のための研究」等に積極的に助成します。
- ・科研費等の大型予算を取得されていない方を優先する場合があります。

10.選考手続

募集：2025 年 8 月 1 日～2025 年 9 月 30 日 17：00 まで（Web 申請のみとします）

選考：2025 年 11 月中

※学術研究助成選考委員会が「学術研究助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2025 年 12 月中の理事会

交付：理事会の承認、事務手続き終了後の振込となります

11.その他

- ①助成期間中に所属機関や身分の異動、当該研究の変更や中止、助成金の使途変更、あるいは他の研究者によって研究を遂行する必要がある場合は、遅滞なく当財団までご連絡ください。
- ② 当サイトからのメールは「houonkai@mayekawa.org」で送信いたします。
「houonkai@mayekawa.org」からのメールを必ず受信できるように、各自で設定をお願いします。
期日迄にご連絡がない場合は、採択が取消となる場合もあります。
- ③ 申請書は、最新版をダウンロードの上ご使用ください。旧タイプの申請書は申請を受け付けませんので、ご注意ください。

以上

募 集 要 項

1. 助成対象となる事業

① 地域における資源、伝統、文化等の保全、継承、活用を基本とした地域の活動

参考例) ・ 地域の自然保護活動、歴史文化活動

- ・ 学校法人が課外活動として行う地域交流、地域調査等の活動
- ・ 地域循環圏の活用、広域連携活動

② 地域に根ざした食やエネルギーに関わる活動

参考例) ・ 地域の農林水産業や食を通じた地域振興に関する活動

(例えばフードバンク活動、子供食堂等も含む)

- ・ 地域における再生可能エネルギーを活用した活動
- ・ 地域の SDGs 等への取り組み

2. 申請期間

Web 申請のみ：2025 年 7 月 1 日～2025 年 8 月 31 日 17：00 までに登録完了してください。

3. 申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書（当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDF に変換してください。
また、助成対象分野の番号を、指定箇所に必ず明記してください。）

- ② 事業計画書 ※2025 年度

- ③ 予算書 ※2025 年度

- ④ 決算報告書 ※2024 年度（設立初年度の団体は不要）

- ⑤ 事業報告書 ※2024 年度

（設立初年度の団体は不要。ただし、実績報告の書面を提出してください。）

4. 助成金額

総額 500 万円（1 件あたりの助成金額の上限は 100 万円）

※申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額のうち助成する場合があります。

5.助成期間

助成金交付日～2026 年 12 月 31 日 支払等、全ての手続きを完了してください。

6.申請資格

NPO 法人、学校法人等の法人格を有する非営利法人であること。

7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要不可欠な費用に対してのみ使用してください。

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。（別表 1 に該当する費用の申請は、選考の対象外とします）

8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).事業成果報告書及び収支報告書の提出（**※必須/Web 申請のみ、メール・郵便等は不可**）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を必ず記入の上、PDF へ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を取得してください）。

・提出期間

2027 年 1 月 1 日～2027 年 1 月 20 日 17：00 までに完了してください。

提出期間前の「事業成果報告書」の提出は容認しておりません。

必ず 1 年間活動した後に「事業報告書」をまとめ、提出ください。

(3).成果物等の提出（**※該当する場合/Web 申請のみ、メール・郵便等は不可**）

実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には、これを提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4). 助成者代表成果発表会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成者代表成果発表会（2027 年 10 月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け入れ。

- ※1 (2)の事業成果報告書(収支報告は除く)(4) 助成者代表成果発表会での様子及び(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。
- なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。
- ※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の用途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。
- ※3 助成金振込前の物品購入等は、容認しておりません。
- 振込前に購入した場合は、返金を求めることがあります。

9.選考手続

- 募集 : 2025年7月1日～2025年8月31日 17:00まで (Web申請のみとします)
- 選考 : 2025年10月中
- ※地域振興助成選考委員会が「地域振興助成申請書」に基づいて審査、選考します
- 承認 : 2025年12月中の理事会
- 交付 : 理事会の承認、事務手続き終了後の振込となります

10.その他

- ①助成期間中、申請内容に変更があった場合には、遅滞なく当財団までご連絡ください。
- ②当サイトからのメールは「houonkai@mayekawa.org」で送信いたします。
- 「houonkai@mayekawa.org」からのメールを必ず受信できるように、予め設定をお願いします。
- 期日迄にご連絡がない場合は、採択が取消となる場合もあります。
- ③申請書は、最新版をダウンロードの上ご使用ください。
- 旧タイプの申請書は申請を受け付けませんので、ご注意ください。

以上

公益財団法人前川報恩会 2025 年度福祉助成

募 集 要 項

はじめに

当財団では 1967 年の設立以降、福祉事業を営む法人に対して 2,000 件以上の助成を行って来ました。これまでの実績を振り返ると、福祉事業所で必要とされる物品の購入を、一般器具・福祉用具の別を問わず、幅広く支援してきた結果となっています。今後は、利用者主体の福祉事業として特色を発揮すべく、障がい者が抱える課題に対して直接的な働きかけが出来る物品や取り組みに対して、積極的に助成をしていきます。

本年度は「誰ひとり取り残さない福祉」、「福祉文化を育成する」、をスローガンとして募集を行います。

1.助成対象

対象(1)：障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品

…施設利用者に対するサービスの向上に必要な物品

例) 援護・介護・訓練等のサービス向上に明確に資する福祉用具

サービスの向上に資する創意工夫を施した用途で使用する予定の一般器具

対象(2)：障がい者の福祉向上に資する取り組み

(2)-A 利用者に対するプログラムの拡大

例) 施設利用者に対する機能訓練の拡充等 ※

※物品の購入が大半を占める場合は、対象(1)で申請すること

(2)-B 地域共生型プログラムの実施

…施設利用者の別を問わない、地域に開かれた福祉プログラムの実施

例) サロンづくり、特定の障がいに対する啓発活動など

(2)-C 調査・研究

…障がい者の福祉向上に資する調査・研究

例) 学校法人所属の研究者による、フィールドワーク・実証を旨とした研究活動

実務者（施設の従業員）による、施設内の自立訓練プログラム拡大のための調査活動など

2.申請期間

Web 申請のみ：2025 年 7 月 1 日～2025 年 8 月 31 日 17：00 まで登録完了してください。

3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上で、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 （当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDFに変換してください。）
- ② 事業計画書 ※2025 年度
- ③ 予算書 ※2025 年度
- ④ 決算報告書 ※2024 年度（設立初年度の団体は不要）
- ⑤ 事業報告書 ※2024 年度
（設立初年度の団体は不要、但し団体としての発足以前の報告書等があれば提出してください。）
- ⑥ 助成希望物品の型番・品名等のわかる物品明細（据付工事等を含む場合はこの見積書）

4.助成金額

総額 1,100 万円（1 件あたりの助成金額の上限は 100 万円）

※申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額の上助成する場合があります。

5.助成期間

助成金交付日～2026 年 12 月 31 日 支払等全ての手続きを完了してください。

※ 上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入してください。

（助成金交付日前に購入したものに対する助成ではありません。）

6.申請資格

対象(1)： NPO 法人、社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること。

対象(2)： 非営利団体で、実務者（NPO 法人、社会福祉法人等の職員）の参加が含まれること。

7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請内容の充足に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。 **一般的な経費の補填ではありません。**

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。（別表 1 に該当する費用の申請は、選考の対象外とします。）

8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).使途報告書及び収支報告書の提出（※必須/Web 申請のみ、メール・郵便等は不可）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を記入の上、PDF へ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を取得してください）。

・提出期間

2027 年 1 月 1 日～2027 年 1 月 20 日 17：00 までに完了してください。

提出期間前の「事業成果報告書」の提出は容認しておりません。

必ず 1 年間活動した後に「事業報告書」をまとめ、提出ください。

(3).成果物等の提出（※該当する場合※必須/Web 申請のみ、メール・郵便等は不可）

・当財団からの助成金を受けて購入した物品には、その旨を明記し写真を提出してください。

また、物品を利用した効果・成果について必ずコメントを明記してください。

・当財団からの助成金を受けて実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成者代表成果発表会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成者代表成果発表会（2027 年 10 月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合にはこれの受け入れ。

※1 (2)の使途報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。

※2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。

申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。

※3 助成金振込前の物品購入等は、容認しておりません。

振込前に購入した場合は、返金を求めることがあります。

9.選考手続

募集：2025年7月1日～2025年8月31日 17：00まで（Web申請のみとします）

選考：2025年10月中

※福祉助成選考委員会が「福祉助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2025年12月中の理事会

交付：理事会の承認、事務手続き終了後の振込となります

10.その他

①助成期間中、申請内容に変更があった場合には、遅滞なく当財団までご連絡ください。

②当サイトからのメールは「houonkai@mayekawa.org」で送信いたします。

「houonkai@mayekawa.org」からのメールを必ず受信できるように、あらかじめ設定をお願いします。

期日迄にご連絡がない場合は、採択が取消となる場合もあります。

③申請書は、最新版をダウンロードの上ご使用ください。

旧タイプの申請書は申請を受け付けませんので、ご注意ください。

以上